

# 輪島塗復興協議会 事務処理規約

令和7年1月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、輪島塗復興協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務責任者は、以下の者とする。

事務責任者 竹原 淳

住所 東京都品川区荏原 3-4-24-203

(雑則)

第4条 協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

## (文書管理)【令和8年1月24日追記】

(決裁手続き)

第5条 協議会の文書に関する決裁は、重要事項については理事長が行い、日常的な事務文書については事務責任者の確認をもってこれに代える。

(文書の整理及び保管)

第6条 協議会の文書は、内容別に整理し、紙又は電磁的記録により適切に保管するものとする。

個人情報を含む文書については、関係規程に基づき厳重に管理する。

(保存期間)

第7条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規程、議事録 永久保存
- (2) 事業・会計・助成金関係書類 10年
- (3) その他の文書 5年

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

ただし、第5条から第7条は、令和8年1月24日から施行する。